

フランスにおける議会の財政に関する権限

松 尾 直

Ⅰ は し が き

フランスにおける議会の権限は、第四共和制時代より第五共和制にいたるにおよんで、大統領を中心とするところの政府との権限関係において相対的に低下しているように見受けられ、これらが議会の財政に関する権限へいかなる影響を与えているかが注目されるのである。すなわち、第五共和制のフランスにおける議会の権限につき、指摘されたところによれば、「第五共和制下において、議会の役割は、第四共和制下におけるよりも重要性が少ないのである⁽¹⁾。」とされ、さらに議会の権限が低下したことに対して大統領の役割が重視されてきたことが、「第五共和制の半議会大統領制度が、議会主義の制限に関する試みの実例である⁽²⁾。」といわれるのである。したがって、これらは、フランスにおける議会に対する政府、とくに大統領の指導的傾向が強化されていることを示すものであるように考えられるのである。

フランスでは、19世紀末以来の第三共和制時代について、「実際に共和制の長期間をなしたものは、その柔軟性に主要な点がある⁽³⁾。」とされ、さらに第三共和制から第四共和制にかけて、幾多の曲折が有ったのであるが、おおよそのところは強い議会と弱い政府との権限関係が一応永続してきたものであるといえるであろう。

フランスの第三共和制における憲法を構成していたのは、1875年の「『立憲的な諸法律』としての元老院に関する2月24日の法律、『公権力組織』に関す

る 2 月 25 日の法律、『公権力相互における』7 月 16 日の法律⁽⁴⁾」等の三者の立憲的法律によって示されており、「そこには、『1875 年の憲法』と正確に呼ばれるものはない⁽⁵⁾。」のであり、統一法典としての憲法を有していなかったのである。このような情勢下における第三共和制のフランスでは、議会と大統領との権限関係についてみると 1875 年の制度下において「共和国大統領は、議会に対して大きな権限を有する⁽⁶⁾。」ものとして、「議会と協力し法律を発案する。制定された法律を公布する。議会を召集する権限を有する。代議院を解散する権限を有する⁽⁷⁾。」等が示されている。一方、議会は、「両議院は、同等の主要な権限としての『法律の発案と制定』（1875 年 2 月 24 日の法律、第 8 条）をなすが、予算に関する法律案は、これを先に代議院へ提出される⁽⁸⁾。」ものとし、代議院の予算先議権と予算法律主義の建前が採られていたのである。

ところで、フランスでは、第三共和制から第四共和制を経て第五共和制にいたるまで、議会の財政に関する権限は、予算法律主義、決算法律主義等の建前が一貫して採用されてきたのである。一方、議会と政府との権限関係には、第三共和制および第四共和制における強い議会のばあいと、第五共和制における議会の権限低下の傾向がある。したがって、第五共和制にいたって予算法律主義の建前が、議会の権限低下という面といかなる関係にあるかを、第四共和制のばあいとの比較において検討しておく必要があるように思われるのである。

(1) Maurice Duverger; *Les institutions françaises*, 1962, p.108.

なお以下において、拙稿、国会の権限における予算と決算、徳山大学論叢 第 3 号、1973 年に所収を参照

(2) Karl Dietrich Bracher; *Problems of Parliamentary Democracy in Europe* Herbert Hirsch and M. Donald Hancock edit.; *Comparative Legislature Systems*, 1971, p. 343

(3) Maurice Duverger; *Les constitutions de la France*, 1959, p.85

(4) *ibid.*, p.86. *Institutions politiques et droit constitutionnel*, 1958, p.454

(5) Maurice Duverger; *Les constitutions de la France*, p.86

(6) *ibid.*, p.90

(7) *ibid.*

(8) *ibid.*

2 第四共和制議会の財政に関する権限

フランスでは、第二次世界大戦後の第四共和制の議会において、第三共和制のばあいと同様に二院制議会が構成された。しかし、第四共和制における議会の権限は、「両議院の一致が必要とされた⁽⁷⁾。」ところの第三共和制における両議院が同等の権限を有していたのに対して、第四共和制憲法の制定当時に「『穏当な一院制』または『不完全な二院制』として提案し⁽⁸⁾」結局のところ、不完全な二院制が採用されたという政治的背景の下で、国民議会の権限が共和国参議院の権限に優越するところの「両議院の不均衡⁽⁹⁾」が新しく制度化されたのであった。また、第四共和制のフランスでは、財政面における予算法律主義が採用され、1946年10月27日の憲法第20条において規定された。予算法律主義については、「毎年度の予算は、法案として議会へ提出し、共和国参議院は、それを修正または否決できない⁽¹⁰⁾。」とされる。さらに、憲法第13条には、二院制議会の下で国民議会に立法権を専属せしめている。また、憲法第14条には、国民議会の予算先議権が規定されている。

国民議会が制度上重要な位置を占めたことについては、共和国参議院との関係においてはもとより、「第四共和制における権威の事実上の中心は、行政機関ではなくむしろ立法機関の下院（国民議会）にある。下院は、直接普通選挙によって、5年の任期で選出され国民の意思を具体化するものである。下院の上院に対する優越性は、第三共和制の時代よりも非常に強大である⁽¹¹⁾。」とされる。したがって、国民議会は、議会における両院関係、および議会と政府との権限関係において主たる役割を果たしていたのである。

さらに、国民議会と政府との関係については、「新たな憲法上の規定にも拘らず、実際において国民議会が政府の機能を制限することを減少することもできず、内閣の危機を生じさせることが明らかであった⁽¹²⁾。」とされ、第四共和制下における強い議会と弱い政府の権限関係がうかがわれる。また、議会

内部については、1946年の憲法第13条の規定によって、国民議会に立法権の専属するところの建前も、共和国参議院が有する停止的拒否権によって制限を受けるところから、立法機能における運営上に重大な支障をもたらしたのである。このように、議会において、国民議会の共和国参議院に対する優越性は、国民議会への立法権の専属という建前で制度化されているのであるが、議会の運営上において共和国参議院の有する立法に関する停止的拒否権が強力に行使されることによって不安定なものであった。その結果、議会と政府の関係にも諸々の対立や混乱を生じ、政府の国民議会に対する政治責任は、共和国参議院に対しても同時に責任を負うということになったのである。これらは、議会の財政に関する権限についても、予算法律主義、および決算法律主義の建前より見て運営上において無視できないことであった。

そこで、1954年の憲法改正により、「議会の会期についての制限（7箇月を限度として、政府によって閉会をなし得るところの常会制への復帰）⁽⁴⁾」がなされることとなり、従前におけるフランスの議会における万年会期制がなくなったことである。議会における会期制は、議会の組織面を構成するものであるが、会期制の実施を憲法上において何らかの形態で明文化することによって議会の活動期間を制限すれば、議会の財政に関する権限をはじめ、あらゆる議会の権限を制限することの実効性の前提となるものと考えられるのである。もっとも、第四共和制における議会の会期制は、第五共和制のばあいと比較すれば、整備されたものではなく、制限もゆるやかであり、かつ長期間のものであった。

さらに、1954年の憲法改正については、「両院における一致を必要とするものではないが、両院間における『法案の往復』による共和国参議院の権限の拡大⁽⁵⁾」が指摘されている。これは、1946年の憲法第20条を1954年12月7日の改正によって、共和国参議院の立法における停止的拒否権を抑制する反面において、立法権への参加を認めることを憲法第20条を改正することにより、国民議会が共和国参議院の意見を排除するためには単純多数決をもって足りるものとしたものである。

フランスにおける議会の財政に関する権限

一方、第四共和制においては、強い議会と弱い政府との関係が、次のように見受けられる。ファイナーは、「フランスにおける予算制度は、個々の議員の横暴、議会における予算委員会の強力な活動、および大蔵大臣の弱体を含むところの政府の弱体等の産物である。⁶⁹⁾」とし、議会運営の実際面を指摘する。さらに、「国費の支出および租税は、立法部によって毎年度制定され、財政法案に含めて提出される。会計年度は、12月31日に終り、法案は、その時まで議決されるべきものである。第三共和制において、これは、ほとんど実施されなかったし、第四共和制の議会においても同様である。⁶⁹⁾」として、第四共和制における議会と政府との権限関係には、建前と運営面における不一致を生じ、極めて非能率的な点が存在したことが示されている。

フランスにおける第四共和制の議会は、政府との権限において強力な点を有する向きもあったが、これは、財政上の全ての面であるとは比較憲法学上の見地から断言できないように思われる。そこで、議会については、予算の修正に関し、フランスのばあいとわが国のばあいを比較することにより、この点を検討してみる。すなわち、わが国の国会による予算の修正については、日本国憲法上に明文規定がおかれていない。したがって、これについては、解釈上の議論を生じたのであるが、昭和30年1月改正の国会法には、国会による予算の修正を認める条項が設けられている（国会法第57条、第57条の2、第57条の3）。

ところが、フランスの第四共和制では、議会における予算の修正に関し、「予算が国民議会において審議に付されている間に、各議員は、予定された予算について、支出の増加を目的とする提案をなし得ない⁶⁹⁾。」議会による予算の修正に対する制限が示されている。この点は、フランスの第四共和制憲法第17条2項に、国民議会について「予算、予備費、および追加予算に関して審議がなされているばあいに、予定の支出を増額し、または新しい支出の創設を目的とする提案を認めない。」と規定し、さらに、1954年12月7日の憲法改正によって、第14条2項に「共和国参議院によって作成された法律の提案は、収入の減少、または支出の創設に関するばあいには、これを受理されない。」と規定

第 4 号

され、議会による予算の修正に対する制限を法文上において明記したのである。

しかし、憲法の明文規定にもかかわらず、国民議会の実際運営については、「われわれが見たところによれば、国民議会における議員達は、種々の機会において支出を含むところの法案を提出する。この提出は、議員によって提出された支出に関する政府の承認をなし得るところの妥当な期間内に、その予算審議を確保するものである¹⁰⁾。」とされ、議会において予算の修正に、実際上の必要性が生じていたことをうかがわせるものである。もっとも、こ様な点が指摘されているとしても、第四共和制のフランスでは、予算に関しての議会の権限に制限される部分があったことが注目されるのである。

- (1) Maurice Duverger; Les institutions françaises, 1962, p.41
- (2) Marcel Prélôt; institutions politiques et droit constitutionnel, 1972, p.538
- (3) ibid.
- (4) Michael Stewart; Modern Forms of Government, 1959, p.160
- (5) Taylor Cole; European Political Systems., 1961, p.220
- (6) ibid.
- (7) Maurice Duverger; ibid. p.66
- (8) ibid.
- (9) Herman Finer; Governments of Greater European Powers, 1956, p.395
- (10) ibid.
- (11) Michael Stewart; ibid., p.160
- (12) ibid.

3 第五共和制議会の予算に関する権限

フランスでは、「第五共和制下において、議会の役割は、第四共和制下におけるよりも、その重要性が少ない。¹¹⁾」とされ、議会の権限が弱体化しているよううかがわれる。これに対応して、第五共和制では、行政部とくに大統領の権限が強化されたことが、「共和国大統領は、非常に重要な多くの権限を行

フランスにおける議会の財政に関する権限

使用するものである⁽⁴⁾。」とされることから推定されるであろう。大統領の権限が強化された内容は、第五共和制の憲法に規定される諸権限（第8条以下）から考えるならば、大統領が第四共和制下において有していたところの、いわゆる形式的権限に対比される実質的権限を有するにいたったことによって知り得るものである。

そこで、第五共和制における議会の権限には、弱体化の傾向が政府との権限関係において見受けられるのであるが、これが財政面においてはいかなる影響を受けるかを検討する必要がある。

第五共和制のフランスでは、第四共和制のばあいと同様に、予算法律主義、および決算法律主義の建前が採られている。すなわち、議会の予算に関する権限については、「公の歳入と歳出に関する事前の承認は、政府に対して議会による予算法案の採択によって与えられる⁽⁴⁾。」とされる。つまり、議会は、予算をもって予算法として成立させるものであり、わが国のばあいと異なった扱いを示すものであることが注目される。要するに、フランスにおいては、第三共和制以来第五共和制の現在までの間、一貫して予算法律主義が採用されており、予算に法律としての効力を認めているのである。

また、第五共和制のフランスでは、第四共和制のばあいと同様に、予算法案の議事手続についても、第五共和制の憲法第39条に「予算法案は、これを先に国民議会へ提出する。」と規定し、国民議会の予算先議権を認めているのである。予算法案を含め法案の議会における議決に関しては、憲法第46条に「法案は、両議院の意見不一致のばあい、国民議会の最終審議において、議員の絶対多数において採択される。」と規定する。つまり、予算法案についても、議会における国民議会の元老院に対する権限上の優越性が認められているのである。

さらに、予算法案の議会における審議期間については、国民議会が元老院の2倍の期間を有しており、「予算法案の議会における審議について、国民議会は、40日間の期間を有する⁽⁴⁾。」といわれる。ただし、この期間は、国民議会における第1回の審議の議決までの期間であると思われる（第五共和制憲法第

第 4 号

47条)。要するに、国民議会には、予算の審議期間についても、元老院に対する優越性が認められているのである。

次に、第五共和制の憲法47条では、議会における予算の議決手続の遅延に対処できるように規定するものである。その評価に関して、プレローによれば、「予算の議決の遅延に対しては、これを憲法によって厳格に規定している⁽⁶⁾。」としており、「議会がその会期中に、予算を議決せず日数を経過するばあいの限度としては、国民議会における議会で議決するために予算を提出してから40日の遅延である。政府は、これを元老院へ提出し、20日の遅延を限度に議決されなければならない(1971年6月22日の法律)。議会において所定日数に議決をなされなければ、政府は、予算案の条項を命令によって執行できる⁽⁶⁾。」とされる。結局のところ、議会における予算法案の審議期間の総日数は、憲法第47条に規定するところによれば、「議会が70日の期間内に議決しないばあい、法案の条項を命令によって執行できる。」のであるが、この期間を1971年の法律で細かく区分しているのである。

第五共和制のフランスにおける議会の予算法案に対する議決権を中心に検討してきたが、実際の議会運営について、議会での議事手続上における財政の占めている位置が、次のように各国との比較によって指摘されている。すなわち、ブロンデルによれば、「多数国中において、大陸諸国(フランスおよびスイス)では、立法部の諸行為の中で、審議が占める部分が非常に少ない。これらの議会では、その時間の大半を『伝統的』事項であるところの立法と財政に使われているのである⁽⁷⁾。」としている。なお、ここでは、議会における諸々の行為が、立法、財政、審議(一般)、質問等の4種類に区分されたものにつき、一応百分比で各国につき示されている。したがって、フランスについてみれば、立法43%、財政35%、審議(一般)8%、質問4%等である⁽⁸⁾。

このようにして、フランスの議会では、財政に関する議事が、その他の立法とともに、諸々の行為上で重要な位置を占めているが、反面、その他の問題に関する一般の審議および質問の比重が非常に少ないように見受けられるのである⁽⁸⁾。第五共和制のフランスにおいては、議会の財政に関する議事が重要な位

フランスにおける議会の財政に関する権限

置を占めているように解し得るが、さらに、議会の財政に関する権限を別の角度から考えてみたいと思う。

すなわち、第五共和制の憲法では、議会の会期に関して、第28条、第29条、第30条の規定により会期制が採用されており、この点では、第四共和制の憲法が1954年の改正されたばあいと共通するものである。しかし、第五共和制における議会の会期制は、第四共和制のものより一層整備され、かつ期間に対する制限が強化されたものである。つまり、会期制については、「議会は、常会として1年に5箇月に限り開会される。この会期は、憲法上において守られるべき義務としての最長の期間であり、議会および政府は、この義務を免除されることができないものである。したがって、第五共和制の憲法は、1946年10月27日の憲法によって創設されたところの万年会期制を否定したことになるのである⁶⁹。」とされる。その結果として、第五共和制の議会は、従来の第四共和制のばあいに比較すると、議会の活動期間が著しく限定されたことになるのである。したがって、この点からも、議会の機能が財政面についても、その活動において制限を受けるものであらうと考えられるのである。

つまり、議会の権限が充分に行使され得るのは、議会が召集され、そして相当の期間において開会されている状態の下にあって、はじめて有効な機能を有し得ると解されるのである。イギリスやわが国では、議会が相当な期間にわたり開会されており、さらにわが国では、臨時会が可成り多く召集されている。これに対し、フランスでは、第五共和制になってから常会の会期は年2回制として短期間に限定され（憲法第28条）、臨時会については議事日程が決定されている（憲法第29条）。

第五共和制のフランスでは、第四共和制における強い議会と弱い政府との権限関係を逆転させるために、制度上において諸々の方策が採られ、議会の会期制もその要因として議事の能率化の下に受け容れられたものと考えられるようである。

なお、ブロンデルは、各国の議会での立法に関する審議時間を議員の平均時間（年間における分単位による）を比較しているが、フランスについてみれば

ば、イギリス、オーストラリア、ウルグァイ等に比較して、非常に持時間が少なく約2分の1に過ぎない¹⁰⁾。この点は、議会における会期制の関係が背景をなしているように推察されるのである。

(1) Maurice Duverger; Les institutions françaises, 1962, p.108

(2) Maurice Duverger; Institutions politiques et droit constitutionnel, 1968, p.521

(3) Marcel Prélôt; *ibid.*, p.837

(4) Michel Ameller; A Comparative Study on the Structure and Functioning of Representative Institutions in Fifty-Five Countries, 1966, p.239

(5) Marcel Prélôt; *ibid.* p.839

(6) *ibid.*

(7) Jean Blondel; Comparative legislatures, 1973, p.61

(8) *ibid.* なお、財政については、①フランス 35%、②東ドイツ 33%、③マダガスカル 25%、オーストラリア 25%、インド 25%、⑥イギリス20%、⑦スイス 18%、⑧ユーゴスラビア 17%、⑨セネガル 13%、⑩シンガポール 3%の順であり、フランスが最も多い。

(9) *ibid.* なお、一般の審議については、①ユーゴスラビア 60%、②ウルグァイ（予算議会を含む）40%、③オーストラリア 35%、④イギリス 32%、⑤インド 28%、⑥シンガポール 22%、⑦チリ 20%、⑧セネガル 18%、⑨フランス 8%、⑩スイス 5%の順であり、フランスは少ないのが目立っている。

(10) Maurice Duverger; Les institutions françaises, 1962, p.119

(11) Jean Blondel; *ibid.*, p.63. 議会において、各議員が、立法に関しての審議をなすところの平均時間をみれば、①オーストラリア、イギリス、チリ 約55、④ウルグァイ 約50、⑤スイス 約35、⑥フランス、セネガル、シンガポール 約25、⑨インド 約20、⑩マダガスカル 約15の順（年間における分単位）である。

4 第五共和制議会の決算に関する権限

第五共和制のフランスでは、第四共和制のばあいと同様に、予算法律主義に

フランスにおける議会の財政に関する権限

対応して決算法律主義が採用されている。決算については、「決算法は、議会によって議決され当該年度における予算の執行された結果を確定する⁽⁴⁾。」とされている。また、決算に関して「決算法は、予算に対応するものである⁽⁵⁾。」といわれ、決算は、決算法として、一会計年度における国の歳入・歳出予算の現実に執行された結果に法的効力を認めるものであると思われる。

第五共和制の憲法第47条には、「会計検査院は、予算の執行の検査について、議会と政府を補佐する。」と規定されている。ここで規定するところの「予算の執行の検査」に関しては、「予算の執行については、非常に多くの検査が存在する。この検査についての区分は、それをを行うところの権限によって見ると行政的検査、司法的検査、および立法的検査になる⁽⁶⁾。」といわれる。ここに示されている「司法的検査」が、会計検査院によって行われるものである。

フランスにおける会計検査院制度は、長年の歴史を有しており、「会計検査院は、1807年にナポレオン1世によって設立された。これは、旧体制下において存在していたところの会計院を承継したものである⁽⁶⁾。」といわれるが、政府による予算執行の結果であるところの決算の検査によって、会計検査院は、議会との間に重要な関係を有する。これらの議会と会計検査院との関係は、すでに第四共和制における1946年10月27日の憲法第18条に「国民議会は、国家の会計を確定する。国民議会は、会計検査院の補佐を受けて国の会計を審査する。国民議会は、公の歳入および歳出の執行、または国庫の管理につき、会計検査院に調査をさせることを得る。」と規定された。さらに、第五共和制における憲法第47条には、「会計検査院は、予算執行の検査について、議会と政府を補佐する。」と規定されている。そこで、第四共和制と第五共和制の憲法における上記の法文の趣旨には、本質的に共通した性質が認められると考えられる。すなわち、そこには、「公的支出に対しての審査の最高責任を負うべきものは、議会である⁽⁶⁾。」とされ、決算の審査に対し主要な中心的役割を果たすべきところの議会と、決算の検査によって議회를補佐するところの会計検査院とが規定されているのである。

つまり、フランスでは、第四共和制におけると同様に第五共和制においても

第 4 号

議会在決算の審査に重要な責務を有し、それが決算法律主義に立脚する所以でもあると考えられるのである。

しかし、決算法が制定されることに関して、その法案の作成から提出までの過程における実質的な検査の役割は、議会よりもむしろ会計検査院によって行われるのである。このことは、「決算議定が現実に大きな効果に大きな効果をもち得ない理由に、議院における議事手続が、決算法を議事日程の最初にとりあげ、討論なしで採択するという慣行が両議院に成立するに及んで、その結果、決算法の議定をまったく形式的手続と化し、現実に大きな効果をもち得なくなっているということである⁶⁾。」とされていることから、議会における決算の審査が、むしろ形式的なものとして受取られるのである。

このようにして、フランスの議会では、決算を決算法として定めるのであるが、その議事手続上において実質的な審査が期待され得ない背景に、決算が議会へ提出されるまでの間に長期の遅延が弊害として存在していることを無視できないのである。つまり、決算法の制定には、実際運営上の困難性が伴っているのがフランスのばあいである。

なお、決算法の制定における遅延は、すでに第三共和制以来のものとしてされている。すなわち、この点については、「決算法は、会計検査院によって準備される。決算法は、以前においてその検査の実施が、非常に遅延していた。第三共和制の下で、予算執行の結果における決算法として議決されるまでには、長い年月を経過するのが通常であった。その結果、決算法は、単に形式的な法であるに過ぎないものとなったのである。議会において、決算法は、審議もなしに、そして、いかなる承認にも対立を生じさせずに採決されたのである⁷⁾。」といわれる。

要するに、決算法に関しての会計検査院による検査の遅延と議会での形式的審査とは、長年にわたって相互に悪循環をくり返してきたものであるように見受けられるのである。

このような決算の提出における遅延を防止する方策としては、「1956年以來、局面は、改善されてきている。またさらに、1959年1月2日の命令には、

フランスにおける議会の財政に関する権限

決算が毎年度提出されるべきものと定めた。この第38条には、決算法案を予算執行の翌年末までに提出すべきことを規定する⁽⁶⁾。」とされ、第五共和制における大統領の権限強化に伴って、決算の提出が長期にわたって遅延したところの弊害を除去しようとする方策が認められるのである。

ただし、第五共和制の憲法第47条には、予算の審議に関する遅延を規制するための方策が明記されているのであるが、決算のばあいについては、予算のばあいのような憲法上の規定が設けられていないのである。したがって、その結果からも、決算法の成立が予算法のばあいと比較して遅延する傾向にあったようにいえると考えられるのである。

次に、決算に関して、第五共和制の議会における両院関係については、第五共和制の憲法第46条に「両議院の意見が不一致のばあいに、法案は、国民議会の最終審議における絶対多数により採択される。」との規定が決算法案のばあいにも適用されるから、国民議会の元老院に対する優越権が認められる点で、予算法案のばあいと同様である。しかし、第五共和制の憲法第39条に規定するところの国民議会の予算先議権は、これを決算法案のばあいに適用され得ないのである。

ところが、第五共和制のばあいと異なり、第三共和制の議会では、決算法案の審議に関して、国民議会の決算先議権が認められていたことになる。すなわち、「1875年2月24日の元老院の組織に関する法律⁽⁶⁾」の第8条には、「財政に関する法案は、先に国民議会へ提出してその議決を経なければならない。」と規定されており、ここに定めるところの「財政に関する法案」には、予算法案はもとより、決算法案、租税法、国債法案等が含まれていたことになるのである。

さらに、決算に関し第四共和制の議会における両院関係については、第三共和制における憲法第8条の規定の趣旨が残されているように思われる。すなわち、第四共和制の憲法第14条は、「予算または財政に関する法案は、先に国民議会へ提出しなければならない。」と規定されたのである。

- (1) Marcel Prélôt; *ibid.*, p.840
- (2) Maurice Duverger; *ibid.*, p.350
- (3) *ibid.*, p.344
- (4) *ibid.*, p.346
- (5) *ibid.*, p.350
- (6) 土屋政三, 委員会制度, 審議の専門化・効率化, 昭和44年, 205頁
- (7) Maurice Duverger; *ibid.*
- (8) *ibid.*
- (9) Maurice Duverger; *Constitutions et documents politiques*, 1968, p.112

5 あとがき

フランスの第五共和制において、議会の財政に関する権限は、予算および決算についての予算法律主義および決算法律主義を制度上の建前としている。しかも、これらの建前は、第三共和制および第四共和制以来のものとして採用されてきたものである。

このほか、フランスの第五共和制では、租税について租税法律主義の建前が採られている。第五共和制の憲法には、第34条における法律の所管事項に「各種課税の基礎、税率および徴収の方式⁽¹⁾。」が規定されているのである。

第五共和制の憲法第34条には、議会在制定するところの法律の所管事項を列挙しているが、「1958年以前、議会は全ての領域において法律を制定することができた。1958年の憲法第34条は、法律について特定の領域を留保したものである⁽²⁾。」とされる。

したがって、第四共和制までのフランスにおいて、もとより議会の法律を制定する所管事項は、租税の領域に及ぶものであったのである。このことは、「租税に関する事項⁽³⁾」として、「法律に留保⁽⁴⁾」しているものといわれる。しかし、第五共和制の憲法では、第34条の規定により、特定の法律留保事項を制限的に列挙しているのであって、その他の諸事項を第37条の規定により命令の所管事項として規定しているのである。

議会の法律に関する所管事項を制限列挙したことは、政府の定める命令（第

フランスにおける議会の財政に関する権限

五共和制の憲法第37条、第38条)の所管事項を、相対的に拡大する効果を与えるものである。したがって、第五共和制のフランスでは、この点からも議会の権限が低下の傾向にあるといえるであろう。

すなわち、議会の権限低下については、「第五共和国は、議会優位の主要な思想を抛棄した。1946年以来、第四共和国の国民議会の優位は、絶対的な最高位に置かれていたものであった⁽⁴⁾。」といわれる。さらにまた、「フランスの場合、第五共和制の諸制度、すなわち、共和国大統領の直接公選制、国家元首によって提案される国民投票の実施、小選挙区制への復帰、あらかじめ議会多数派の承認がえられた諸決定にもとづいて、新しい行政上の諸問題を解決する必要などが、権力の個人体现化に貢献したのであり、それは、さらに政治的・行政的位階制の、さまざまなレベルにまで拡がる方向に進んでいるのである⁽⁵⁾。」とされることをも注目すべきであろう。

要するに、フランスの第五共和制では、議会の財政に関する権限に関して、予算法律主義、決算法律主義、および租税法律主義の建前が第四共和制以来、一貫して採用されてきたのである。これらは、わが国の国会の財政に関する権限との間に差違がうかがわれるのである。

しかし、フランスにおいては、第五共和制となるにおよんで、議会の財政に関する権限が、予算の修正や議会の会期の短縮などといった面から、第四共和制におけるばあいよりも、制限されている傾向を見逃し得ないであろう。

- (1) Maurice Duverger; Constitutions et documents politiques, 1968, p.170
- (2) Maurice Duverger; Les institutions françaises, 1962, p.123
- (3) 野村敬三, 比較政治制度, 昭和40年, 336頁
- (4) 同上
- (5) Charles Eisenmann, Léo Hamon; La Juridiction Constitutionnelle à l'époque contemporaine, 1962, p.256
- (6) A・テュデスク著, 大石明夫訳, フランスの民主主義—1815年以後—昭和49年, 217頁